

板橋区妊婦のための支援給付事業実施要綱

(令和7年4月11日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第10条の3に基づく妊婦のための支援給付及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項に基づく妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせ、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うことにより、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この要綱に基づく事業の実施主体は、板橋区（以下「区」という。）とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦のための支援給付 法第10条の2に規定する妊婦のための支援給付をいう。
- (2) 妊婦支援給付金 法第10条の12に規定する妊婦支援給付金をいう。
- (3) 妊婦給付認定 法第10条の9第1項に規定する妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定をいう。
- (4) 妊婦給付認定者 法第10条の10に規定する妊婦給付認定を受けた者をいう。
- (5) 妊婦等包括相談支援事業 児童福祉法第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業をいう。

(妊婦のための支援給付の支給要件)

第4条 妊婦のための支援給付は、法第10条の8の規定に基づき、妊婦であって、区内に住所を有するものに対して行う。

(妊婦給付認定の申請)

第5条 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、法第10条の9第1項の規定に基づき、妊婦給付認定申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長が指定する電子情報処理組織（区長の使用に係る電子計算機及び機器等と申請等をする者の使用に係る電子計算機等を電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

(妊婦給付認定及び支給決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妊婦のための支援給付を行うことが適当であると認めるときは、妊婦給付認定を行い、妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前条の規定による申請があった場合において、妊婦のための支援給付を行うことが適当でないと認めるときは、理由を付して、妊婦給付認定申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(妊婦給付認定の取消し)

第7条 区長は、法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定者が区以外の市区町村の区域内に住所を有するに至ったと認めるときその他法令で定めるときは、当該妊婦給付認定を取り消すことができる。

- 2 区長は、妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（第2号様式）において、妊婦給付認定者が区以外の市区町村の区域内に住所を有するに至った場合には妊婦給付認定を取り消す旨及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく教示文を記載するものとする。この場合において、不服申立てをすることができる期間の開始日は、転出した日の翌日とする。
- 3 前項の規定により、妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（第2号様式）に取消しの条件及び教示文を記載した場合は、第1項の規定により妊婦給付認定を取り消したときの通知を省略することができる。

(胎児の数の届出)

第8条 妊婦給付認定者は、法第10条の13第1項の規定に基づき、胎児の数の届出書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出は、出産予定日の8週間前以降又は出産により胎児の数が明らかになった日以降に行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が指定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(妊婦支援給付金の支給)

第9条 区長は、法第10条の12の規定に基づき、妊婦給付認定者に対し、妊婦支援給付金を支給する。

- 2 妊婦支援給付金の額は、法第10条の12第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 妊婦給付認定後 5万円
 - (2) 胎児の数の届出後 胎児の数に5万円を乗じて得た額
- 3 妊婦給付認定者が当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として区又は他の市区町村から、国の出産・子育て応援給付金（出産・子育て応援ギフト）又は妊婦支援給付金の支給を受けた場合には、法第10条の12第3項の規定に基づき、当該妊婦給付認定者が区から支払を受けることができる妊婦支援給付金の額は、前項に規定する額から区又は市区町村から支払を受けた額を控除した額とする。

(妊婦支援給付金の支払方法)

第10条 妊婦支援給付金は、法第10条の14の規定に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により支払うものとする。

- (1) 前条第2項第1号に規定する額 妊婦給付認定後
 - (2) 前条第2項第2号に規定する額 当該妊婦給付認定者の胎児の数についての第8条第1項の規定による届出があった日以後
- 2 前条第3項の規定の適用がある場合における妊婦支援給付金については、その規定により算定した額を、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により支払うものとする。
 - 3 妊婦支援給付金の支払方法は、口座振替の方法によるものとする。ただし、妊婦給付認定者

が希望する場合には、区が指定するクーポン、電子マネーその他の方法によることができる。
(妊婦等包括相談支援事業)

第 11 条 妊婦等包括相談支援事業は、板橋区妊婦・出産ナビゲーション事業（妊婦等包括相談支援事業）実施要綱（令和 7 年 2 月 21 日区長決定）の規定に基づき実施する。

(総合的な支援)

第 12 条 区は、法第 10 条の 3 の規定に基づき、妊婦のための支援給付を行うに当たっては、妊婦支援給付金の支給と妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行うよう配慮するものとする。

(不正利得の徴収)

第 13 条 区長は、法第 10 条の 4 の規定に基づき、偽りその他不正の手段により妊婦のための支援給付を受けた者があるときは、その者から、その妊婦のための支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(報告等)

第 14 条 区長は、法第 10 条の 5 の規定に基づき、妊婦のための支援給付に関して必要があると認めるときは、この要綱の施行に必要な限度において、妊婦若しくはその配偶者若しくは妊婦の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に質問させることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

附則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

妊婦給付認定申請書

板橋区長



妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 申請者の情報

		申請日 年 月 日			
ふりがな			年齢	職業	
氏名					
個人番号			電話番号		
現住所	〒				
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)				
妊娠届出日	年 月 日		妊娠月数	か月	
妊娠届出日 時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)				

※妊娠月数は、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載すること。

2. 妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医療機関の名称	
住所	
電話番号	
診断した医師の氏名	

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1回目）の支給（5万円）を

希望します。



他の市区町村で、1回目の支給（5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

申請者名義の口座をご指定できない場合（ ）

既に他市区町村で1回目の支給（5万円）の支給を受けています。

（支給市区町村： ）

希望しません。

4. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード			
銀行・信用金庫		本・支店									
信用組合・農協・漁協		本・支所 出張所									
口座種別	口座番号(右詰で記入)							口座名義(カタカナ)			
1 普通 ・ 2 当座											

5. その他

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に板橋区外に転出した場合には板橋区の妊婦支援給付認定は取消されます。取消により板橋区から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、板橋区、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名

署名日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

板橋区長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金(1回目・2回目)について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

なお、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に板橋区外に転出した場合には、転出日をもって板橋区の妊婦支援給付認定は取消されます。(本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。)

また、取消しにより板橋区から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市区町村で再度認定を受けていただく必要があります。

上記の取消の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、転出した日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、転出した日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

板橋区長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

上記の却下の処分があった場合に、この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

胎児の数の届出書



板橋区長

1. 届出者の情報

		届出日		年	月	日
ふりがな		生年		年	月	日
氏名		月日				
		電話番号				
住所地	〒					

2. 胎児の数： _____人

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称		電話番号	
住所			
診断した医師の氏名			

4. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

希望します。



他の市区町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。
 ※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市区町村に確認することがあります。

届出者名義の口座をご指定できない場合（ _____ ）

希望しません。

5. 振込先口座

金融機関名	本・支店名	金融機関コード				支店コード		
銀行・信用金庫	本・支店							
信用組合・農協・漁協	本・支所 出張所							
口座種別	口座番号(右詰で記入)					口座名義(カタカナ)		
1 普通 ・ 2 当座								